

-----  
10番 大西慶治議員  
-----

議長（中西 康雄君）

通告順2番 大西慶治議員の発言を許可します。

-----  
10番（大西 慶治君）

10番 大西慶治でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきますので、よろしくお願  
いいたします。

まず1番目に、鳥獣対策のあり方についてということで、見解をお伺いしたいと思います。この鳥  
獣害対策につきましては、過去におきましても何度かこの場で質問が出ております。町といたしまし  
ても、その対策にはかなりの予算を見て対策に苦慮している実態が伺えるところでありませ  
ぬ。20年度のわかりやすい予算書の中にも、日本ザル、イノシシ、シカなどの獣害が拡大し続け、農  
林業の被害は深刻であります。町では猟友会による捕獲や、ネットフェンスによる防除などの対  
策に積極的に取り組んでいくと記述され、特に防護柵の設置については、今年度予算の中で山  
村振興特別対策事業農産物獣害対策資材費として1,000万円をはじめ、獣害対策費に当初1,663  
万円が予算化されております。

しかし、被害は増えるばかりであり、加えて少子高齢化の中で特に農業の担い手も限りなく先細  
りしております。ただでさえ農林業に対する希望が見えない中、鳥獣による被害における生産意  
欲の低下は否めません。この先、当町の第1次産業の行き先は見えません。しかし、我が町  
だけの問題ではなく、この問題は全国的に真剣な問題として国は鳥獣による農林水産業等にか  
かる被害防止のための特別措置に関する法律というものを、昨年の12月21日に出され、3ヶ  
月後の今年2月21日に施行をされました。

この特措法の第1条の目的には、この法律は農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等にか  
かる被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることに鑑み、農  
林水産大

臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成、及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための施策を総合的、かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展、及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とするというふうに、この特措法の目的にはございます。

また、この特措法の第3条には、基本指針でありますけれども、鳥獣の保護の適正化に関する法律と整合性がなければいけないとあります。これは鳥獣保護法に基づいたものであろうと思っておりますけれども、さらに第4条には、被害防止計画では、市町村は、その区域内で被害防止対策を総合的、かつ効果的に実施するため、基本指針に即して単独で、または共同して鳥獣による農林水産業等にかかる被害を防止するための計画を定めることができるとあります。

また、第9条では、市町村は、対象鳥獣の捕獲と防護柵設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣害対策実施隊を設けることができるということになっております。また、その中に、鳥獣害対策実施隊に鳥獣害対策実施隊員を置くこととあります。3番目、前項に規定する鳥獣害対策実施隊は次に掲げる者をもってあてると記載されております。

その1番目に、市町村長が市町村の職員のうちから指名する者とあります。また2番目に、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者、主に鳥獣害捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正、かつ効果的に行うことができる人のうちから、市町村長が任命する者と記載されてあります。

この特措法は、第1条から20条まででなっておりますけれども、この法律を踏まえ、我が町の鳥獣害対策についてお伺いをいたします。6点ばかりお伺いをいたします。被害防止には、まず捕獲が第一で、防除とか共生とかということが考えられますけれども、まずは捕獲というのが第一で、第二が防除と考えます。共生につきましても、これは今後この自然というのですか、山をいろいろと再生していくという中で、長い時間の中で対策を講じていくものだと思います。

そこで1番目にお伺いしますのは、現在、町内にイノシシ、シカ、サル、これらがもちろん正確な数はわからないというのはわかってますけれども、推測というのですか、それでどのぐらいいるのか、わかっておれば数をお知らせいただきたいと思っております。

2番目には、さきほども言いましたけれども、対策は捕獲が第一と考えますけれども、この法律に基づけば、猟の免許等を町の職員や特定の有志の方々にとっていただいて、特措法第4条2に基づく鳥獣被害対策実施隊を結成して、猟友会のみには頼るのではなく、法律に基づいた捕獲に踏み切ることが必要ではないかと思っております。もちろん、猟友会の協力は不可欠ということは十分理解しておりますけれども、それに加えて、そういうふうな対策を講じてはどうかと思っております。

3 番目に、駆除の実績による報奨金でありますけれども、当初予算では 250 万円の予算を見ております。しかしながら、捕れる数が多いということもありましょうけれども、近隣の町と比べて 1 頭当たりの報奨金が少ないのではないかというふうに思います。そこで今年、通告には 2 月 15 日とありますけれども、2 月 15 日までの猟期のあと 2 月 16 日以降この夏までに、旧大台町の長ケ地内でイノシシの駆除が約 30 数等あったというふうにお聞きしました。

そこで、これにかかわりました猟師の方、そして長ケ地区の方のお話を伺ってまいりました。地区の方は 30 頭から捕っていただいて、本当に良かった。感謝しているんやと言っておりました。ところがですね、被害はどうだったかという、被害は相変わらず大きかった。そこであの 30 頭捕ってもらっていなかったら、一体今年の長ケの米はどうなっていたんだろうということで、大変、この猟師の方に感謝はしておりました。そこで、この猟師の方にもお伺いしましたけれども、いろいろ経費がかかって大変なんだと、また、その夏の肉は商品価値というものが低いというのか、ほとんどないに等しいということで、大変厳しい状況なんだということをお聞きしました。

そこで、そのイノシシ、シカ、それからサル、一体どれだけのその実績がこの 11 月ぐらいまでに出ているのかということについて、町内です。ということをお聞きしたいと思います。

4 番目に、この特措法の第 10 条に、国及び地方公共団体は被害防止計画に基づき、捕獲等をした対象鳥獣が適正に処理されるよう当該対象鳥獣に関し、処理するための施設の充実、環境に悪影響を及ぼす恐れのない処理、その方法、その他適切な処理についての指導、有効な利用方法等の開発、その他必要な措置を講じるものとするがございます。

そこで、この捕獲したあとのですね、イノシシとかシカとかいうものの処理について、有効利用というものも含め、何か考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

5 番目に、森林組合に委託している、これシカの捕獲だと思いますけれども、金額が 120 万円だと思いますけれども、この森林組合での実績をお聞きしたいと思います。

6 番目に、森林組合のこの委託金もですね、今年度の当初予算 250 万円にプラスして、その 1 頭当たりの報奨金をできるだけ近隣の町に近づける。もしくは同額ぐらいにさせていただくということを提案したいと思いますけれども、とりあえずこの 6 項目につき、ご見解を求めます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、鳥獣害対策のあり方について、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、深刻化する獣害に対応するため、平成 20 年 2 月 21 日に、鳥獣害による農林水産業等にかかる被害防止のための特別措置に関する法律が施行されまして、種々の獣害対策が行われているところでございます。当町におきましては、今年 4 月に区長、農業委員会、猟友会等各関係機関の代表者で組織する、大台町獣害対策協議会が発足し、官民挙げて獣害対策に取り組んでいるところでございます。

まず、1 点目の町内のイノシシ、シカ、サルの生息数でございますが、確実な数字はつかんでおりません。ただ、シカにつきましては松阪管内で 1・に 18 頭が生息していると言われておりますので、この数式で計算しますと、約 6,500 頭が町内に生息していることとなります。

また、日本ザルにつきましては、大台町地内で 5 つの群れに電波発信機を装着しておりまして、大体 50 から 60 頭の群れで行動しておりますので、この群れだけでも 300 頭近くは生息しているものと思われます。確認されていない群れもございますので、これを含めると、かなりの頭数が大台町の周辺に生息しているものと思われます。なお、イノシシにつきましては、生息数調査を行っておりません。

2 点目の鳥獣被害対策実施隊の結成についてでございますが、現在、鳥獣捕獲は猟友会に委託をしております。現在、会員 56 名の組織でございます。当面はこの団体に捕獲をお願いしていく予定ですので、新たに鳥獣被害対策実施隊の結成は、今のところ考えておりません。ただ、会員の高齢化が進んでおりますので、将来的には必ず必要な取り組みになってくるものと考えております。全国の結成状況を参考までに報告させていただきますが、9 月末現在で 13 市町村が組織化をされております。これには東海農政局管内はないということでございます。

3 点の目の捕獲時の報奨金でございますが、20 年度から新たに報奨金制度を設け、11 月までにシカ 234 頭、イノシシ 148 頭、日本ザル 25 頭を捕獲いただきまして、総額で 216 万円を交付させていただきました。昨年度はシカ、イノシシには報奨金制度はございませんでしたが、シカ 45 頭、イノシシ 35 頭、日本ザル 33 頭を捕獲いただきましたので、報奨金制度の導入により、シカ、イノシシの捕獲数が大幅に増加したという結果となっております。

1 頭当たりの報奨金の金額は、シカ、イノシシが 5,000 円、サルが 1 万円で、この金額は近隣市町

と比べますと、若干安価な設定となっております。ちなみに大紀町はシカが1万円、イノシシ、サルも1万円でございます。多気町はシカが5,000円、イノシシが3万円、サルが1万円、松阪市につきましては、シカが、5,000円、イノシシ5,000円、サルが1万5,000円と、こういうことでございまして、猟師さんの捕獲意欲を高め、捕獲頭数をさらに増加し、獣害対策を推し進めるには、金額面につきましても考慮する必要があると考えております。

4点目の捕獲後の処理についてでございますが、現在、捕獲した獣を解体し、獣肉を近所の皆様に配られている方がほとんどであるとお聞きしております。捕獲後の獣肉利用につきましては、10年近く前から利用方法等の研究に取り組んでまいりましたが、採算面や流通面、そして肉の新鮮度等の問題が多く発生しましたので、具体的な利活用には至っておりません。

全国的にはいろいろな取り組みが行われておりますが、ビジネスにつながったケースは皆無ではないかと思っております。宮川地域では、町民の方が個人で正式な解体処理許可を得て、獣肉販売を行ってみえます。そういう方々とも連携をとりながら、有効活用について検討してまいりたいと考えております。

5点目の宮川森林組合に委託しております有害獣対策協議会負担金104万円ですが、これは猟期中の雄シカの捕獲に対して報奨金を交付する制度でございます。19年度実績で雄シカを213頭捕獲しましたので、1頭当たり4,800円を猟友会の皆様に交付をしたという実績をいただいております。なお、今後は雄シカだけでなく、雌シカも対象とすることといたしております。

6点目の報奨金の一本化につきましては、固体数調整という考えは同じでありますので、今後は有害捕獲期間と狩猟期間という分け方をせずに、年間を通じて捕獲に対し報奨金を交付できるよう一本化をしていきたいと考えております。21年度からの実施を目指しまして、現在、委託先の宮川森林組合と調整を行っているところでございます。

第1次産業に大きな打撃を与えております鳥獣被害対策につきましては、今後も積極的な取り組みを行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

-----

議長（中西 康雄君）

大西議員。

-----

10 番（大西 慶治君）

ご答弁をいただきました。シカが町内で 6,500 頭ぐらい、またサルが 300 頭ぐらいというふうな答弁でしたけれども、イノシシについては個体調査等についてわからないということでありまして、一説にシカと同等ぐらいじゃないか、シカより少々少ないのではないかと、多いのではないかとというふうな話も伺いまして、正確な数字はどちらにしたってわからないわけですが、かなりのイノシシの数もいると思います。

当面、猟友会さんをお願いして、この対策をやっていくというふうな答弁でございました。町長の答弁の中にもありましたように、段々この私の住んでいる大ヶ所地区でもそうですけれども、鉄砲を持っておられた方が高齢化のために辞めていかれた方がかなりおられまして、高齢化も進んでいるのではないかと思いますので、答弁にありましたように、今後はこの鳥獣被害対策実施隊というふうなものも考慮に入れて、検討をしていっていただきたい、そのように思います。

また、イノシシが 148 頭、シカが 117 頭、サルが 25 頭を捕獲したというふうなことで、総額 216 万円の支払った。確かに昨年まではこの金額が当初の 60 万円だけでなかったわけで、そういう点では捕獲が増えたということについては喜ばしいことかなと、そのように思います。さきほどの答弁にもありましたように、できるだけ 1 頭当たりの報奨金が増えるような方法をひとつお願いをしたいと思います。

また、森林組合への委託金、私さきほど 120 万円と言いましたけれども、答弁の中で 104 万円だというふうな答弁をいただきました。勉強不足でありましたこととお詫びして、104 万円ということに変えさせていただきます。

そこで、この特措法の第 20 条でありますけれども、この 20 条では国及び地方公共団体は被害防止の施策と相まって、農林漁業及び関連する産業の振興、及び農山漁村の活性化を図ることにより、安全かつ安心して農林水産業を営むことができる、活力ある農山漁村地域の実現を図るよう、努力しなければならないということで、しっかり当町は努力をしていただいております。このことについて実行している、例えば大紀町でありますとか、ほかのこの聞き合わせ等をしてきたと思いますけれども、大台町として、今後、どういうふうにしていくのかということについての考えをお聞きしたいと思います。

また、サルにつきましては、発信機を付けたのが5軍団というふうなことを伺いましたけども、その発信機を追ってですね、係の人が朝早くから単車なり、また自転車に乗って駆けずり回して、そして地元のお百姓さんに通報して、花火なんかで追っ払っているということが、私の知っている限りでは滝広地区でありますけれども、かなり真剣に一生懸命になってやっておられる姿が見られており、地域の人も本当に感謝しておるといふふうな対策でございます。有り難い、今後も続けていただきたいなと思います。

それから、もう1点、大台町中山間地域総合整備事業の説明を、この前、全協でいただいたわけなんですけれども、その中でも、この獣会対策については特認事業の中で行っていくんだというふうな答弁を、話をいただいたと思いますけれども、この説明書を見ると、これは地方農政局が特に認める事業が特認事業ということでありまして、この獣害対策が、この農政局が認める事業の中に入っているかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、個体調整ですけども、個体調整のためにはその地域の生息地域の把握と、それからいわゆるゼロにしてしまうということとはできないし、そういうことは自然界にとっても駄目なことだと思います。いわゆる適正生息数ということがあろうかと思えますけれども、この適正生息数まで減少させるべきだと私は思います。さきほどの答弁では今後もう雌シカも捕獲の対象というふうなことを伺いましたけれども、そういうことについてですね、お伺いしたいと思いますけれども、昨日、議会のあとちょっと町内を回らせていただきました中で、大杉の奥の若山地区まで足を延ばしました。そこではもうその農産物を守るというのやなくして、もうそんなんと違うやんと、もう家を守らんなんということで、家の前にずっと網を張って、昼間だけその出入口のとこだけ開けているというふうな状況を、昨日見せていただいて、その土地の方のお話も伺ってまいりました。本当にこの獣害というのは農産物のみならず、大変なことでございます。

ちなみにですね、ちょっとわかりにくいと思えますけれども、これが大ケ所地区でこの地区はサルが頻繁に出るところであります。そこで人間がこうしてですね、オリの中でというのですか、幕を張って、上からも下からも入らないような状況の中で、白菜とか大根とかつくっている状況であります。これも下からめくられたり、破られたりというふうな状況で、大変な状況が起っております。

もう1つ、こちらはですね、これも地元の大ケ所で、大ケ所ばかりで申し訳ないんですけども、これが道で、これが用水路ですけども、この下ヘイノシシに掘られてですね、もう大変なことになっております。こういうふうな状況が続いておりますのでですね、これも含めてモンキードックの件、それから大台町中山間総合整備事業の件と含めて、ご答弁をお伺いしたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

ありがとうございます。この捕獲実施隊ですね、当面まだ猟友会と調整もしながら、進めていきたいというふうに思っておりますが、将来的には当然これ考えていかんならんだろうというふうに思っております。

また、1頭当たりの単価につきましても、イノシシ、シカで現在5,000円、そしてサルが1万円というふうなことなんですが、これもできたらですね、すべて1万円に引き上げていきたいなというふうに思っているところでもございます。これは21年度予算の中でしっかり考えていきたいというふうに思っております。

大紀町のモンキードックですね、これは松阪市のほうでもこういう試みをやっているようでもございますが、これといった効果はですね、ちょっと見えにくいようでもございます。そういうことでちょっと問い合わせはさせていただいておるんですが、まだ効果のほどは見えてきていないと、こういうようなことのようにございます。

サルの発信機を装着しながらですね、その地域に通報をして皆さんに対応いただいておりますというふうなことで、これも1つの手段でもございますので、こころ辺もですね、十分にその装着もしながらですね、その群れを補足するということが大前提でございますので、そこら辺にも意を払っていききたいというふうに思います。

この中山間地域の総合整備事業ですね、特認で農政局が認めるのかどうかということなんですが、これ今後折衝していかなければならないことでもございますので、これは当然、努力を行っていききたいというふうに思います。

生息数のですね、適正化な数というのがどこまでなんかというか、よくわかりませんが、当然、その被害が出ている間はですね、それなりの対応はさせていただかんらんというふうに思ってます。さきほどもその現地での状況の写真も見せていただきましたし、若山地域でのもう家を守らなあかんのやというようなところまで、どんどん進化をしてくるということで、対策がそれに追いついて



いないというふうなこともあるかと思うんですが、私も以前からもその個体数の調整ということは、非常に大事なことであるというふうに思っておりますので、そこら辺に意を払いながら、予算面でも考えていかなあかんだろうというふうに思っているところでございます。

今後、そういうことについては、今年の予算の施政方針でもですね、特別に重要な事業でもあるんだという位置づけでございますので、そこら辺も変わらずにですね、対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

-----

議長（中西 康雄君）

大西議員。

-----

10番（大西 慶治君）

次の質問に移らせていただきます。

各字に字名の看板というふうなことで、通告をさせていただきました。さきほども昨日、若山へ行ってきたんだというふうなことを言いましたけれども、宮川のほうへ向いて入っていく道すがら、ここは一体何地区なんだろうなというふうなことを考えながら、見ながら行ったわけなんですけれども、ところがですね、各地域の掲示板に、これは若山ですけれども、ここは若山ですというふうな掲示板に出ております。

こういうところが、ここは藪ですとか、ここは赤滝ですとかいうふうな看板が出ておりまして、非常に、あっ全然わからんだ方でも、僕もどこが赤滝なんか、言葉は知っていますけども、地域的なことはわからなかったわけですけども、こういうことは非常に他所から来ていただいた方とか、町内の方でも入っていったときに、非常にわかって住民に対しても他所から来た人に対しても、優しいことではないかなと、そのように思ひます。

ただですね、ずっと走っていった中で、もちろん車で走っていくわけですから、キョロキョロキョロキョロそんなによそ見ばっかして走るわけではないわけなんですけれども、ところによっては長く何も無いというところもあるわけなんですけれども、それでもですね、ごみの集積場というのはかなりこうようけあるんだなというふうに見てきました。そういうところもですね、もしできれば、こうい

った看板を掲げていただければ、わかるのではなからうかなというふうに思います。

これは宮川の話でありますけれども、旧大台町につきましてはですね、なかなかわかりにくいというのですか、書いてあるところもあるんですけれども、それはその地域でありますとか、有志の方とかという方とかという方が書いてもらったものでありまして、このようにですね、これは統一、宮川のやつはもう統一されたものですから、個々に各地域で勝手に考えてつくったものではないと思うんです。どっかの団体とか、または旧の宮川村とか、どっかが主導して予算化してできたものではないかと、そのように思います。

今、北畠をたどる道とか、いろいろ道しるべ的なものはかなりつくってもらっておりますけれども、しかし、こういった地域をわかるということも、非常に大事なことはないかなというふうに思うわけなのでございまして、こういったことに対する対策について、お聞きをしたいと思います。

-----  
議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----  
町長（尾上 武義君）

それでは、各字の字名看板につきまして、お答えをいたします。

この看板につきましては、自動車で来ていただいた場合を想定しますと、最近はカーナビゲーションの普及で地名や道路の状況もわかりやすくなっておりますが、その地域を訪れる方にとりましては、字の表示はあったほうがよりわかりやすいかと思っております。

そこで、町内を見回してみますと、まず国道につきましては、国土交通省の基準に基づき、利用者の利便性を考慮してルート表示の下などに、字名の標識が補助的に表示をされております。県道につきましては、基準はないようですが、国道と同じ目的により、任意で設置をされております。また、宮川地域につきましては、各字に設置しております掲示板に、例えばここは江馬ですといったような表示をしているところもございます。

今後、町民の皆様を含め、町を訪れていただく皆様の利便性につきまして、検討を重ねていながら、設置することが必要であるということになりましたら、そのほかの看板類、例えば観光案内や避

難所の表示なども合わせまして、また補助事業がないかなども考慮しながら、検討を行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

-----

議長（中西 康雄君）

大西議員。

-----

10番（大西 慶治君）

次の質問に移らせていただきます。

通告の中で、実は防犯ベルについてということで通告をさせていただきましたけれども、いろいろ新聞を読んだり、いろんなものを読みますと、防犯ベルではなくして、もう防犯ブザーのほうが適切ではないかなというふうに思いますので、これを防犯ブザーというふうに変えさせていただきたいので、よろしくをお願いをしたいと思います。

今、子どもたちが持っている防犯ブザーでありますけれども、この強度、強度とか、それから性能ですね、これは大丈夫なんかということでお伺いをいたします。実は10月9日の国民生活センターの調べで、自治体が子どもに配布している防犯ブザーで、故障が多発しているというふうな発表がありました。10月10日付けのこれは読売新聞でありますけれども、「鳴らないのは困ります」という見出しで記事が出ております。これは東京の話でありますけれども、同センターによりますと、今年7月東京八王子教育委員会から年度当初、市内の小学1年生に防犯ブザー5,000個を配布した。ところが夏までに1,000個も故障したというふうな相談が寄せられた。この防犯ブザーは全国防犯協会連合会の優良防犯ブザーとして推奨しているものであったということが書いてあります。

先日も鈴鹿市において、小学生3人の子どもが自動車で連れ去られるというふうな事件がありました。これは幸い被害がなかったのが良かったのでありますけれども、非常に物騒な世の中になってしまっております。子どもたちを守る手段の1つであります防犯ベルが、いざのときに役立たなかったら何もなりません。

そこでこの記事では、国民生活センターも家庭や学校でも定期的にその防犯ブザーを正常に作動するのかどうか、確認してほしいと注意を呼びかけているというふうに記事にあります。このことにつ

いては県の教育委員会からも多分通報があったのではないかと思いますけれども、町内の子どもたちに持たせている防犯ブザーについてのことについて、確認を含めてお伺いをします。

-----

議長（中西 康雄君）

谷口教育長。

-----

教育長（谷口 忠夫君）

3問目の小中学校の持っている防犯ベルの強度は大丈夫かということのご質問に、お答えいたしません。

議員、だだいま防犯ベルにつきましては、ブザーというふうな表現をされましたので、私のほうもブザーということでお答えをさせていただきます。

現在、大台町は児童や生徒の安全を確保するため、小中学生全員を対象に携帯用防犯ブザーを配布しております。中学校の生徒につきましては、防犯用として笛の配布もしております。この笛は金属製のしっかりしたつくりのもので、防犯ブザーに比べて壊れにくいものとなっております。小学校の児童につきましては、プラスチック製の防犯ブザーを、1年生の入学時に配布しており、定期的に学校で点検を実施しております。また、毎年警察の方による防犯教室を実施し、防犯ブザーの使い方や点検の仕方についての指導をしていただき、防犯の意識づけも行っております。

お尋ねの配布しております防犯ブザーの強度でございますが、ほとんどの児童がランドセルにぶら下げているため、ぶついたりして故障するケースがあり、高学年になるに連れまして、その頻度が多くなってきている状況にあります。今後は高学年の児童には、中学生と同じような丈夫な笛を配布することも検討しなければならないと思いますが、保護者の方にも点検等の意識を持っていただき、常に正常の状態であることの確認をお願いしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

-----

議長（中西 康雄君）

大西議員。

---

10番（大西 慶治君）

ランドセルにぶらさげるんで、故障も起こるといふうな答弁をいただきました。できるだけこまめに点検をして、故障のものをそのまま持っているといふうなことのないようにしていただきたいと思えますけれども、随分古い話でありますけれども、私どもの子どもころは道草とかいうものは当たり前で、それによって地域の方々との触れ合いとか、それから地域でのルールを教わったり、四季の移ろいを感じたものでありますけれども、今はなかなかこの非常に物騒な世の中ということもありまして、道草してウロウロといふうなことはできなくなってしまいました。

しかも、新聞テレビ等で見ますと、近ごろ小学生から高校生まで、非常に最悪の事態を招く事件が多く多発しております。9月になって発生した千葉県における女子児童殺害遺棄事件でも、今月に入って容疑者の逮捕が行われましたけれども、これについても逮捕はされてもですね、最悪の事態になったら子どもは帰ってこないものでありまして、大変あってはならない残念な事件であります。

しかも、これは犯行が午前中から午後にかけてといふうな、真っ昼間の事件であったということが衝撃でありました。ただ、これは保育園児でありましたけれども、最近ちょっと子どもたちに聞くと、小学生の上級生で持っていないと、町内の小学校ではないと思うんですけども、私、松阪市に親戚の子どもがおりますので聞いてみますと、おじちゃんあんなの持っとらへんよ、どこにあるかわかんといふうな答えも姪の子どもから聞きまして、それはあかんよということで注意したわけなんですけれども、今、携帯電話の持ち込みが云々されていますけれども、それはともかくといたしましてですね、防犯ブザーは携帯していたほうが良いのではないかと、そのように思いますので、今後の確認のための指導も含めてお伺いしたいと思えます。

---

議長（中西 康雄君）

谷口教育長。

-----

教育長（谷口 忠夫君）

ご質問にお答えします。

議員おっしゃいますように、確かにこの防犯ブザーのですね、携帯は非常に重要なことでございます。答弁の中でも申させていただきましたように、町内の児童・生徒はですね、特に小学生につきましては、ランドセルにぶら下げているというような携帯のですね、持ち方をしているというのが多いということでございます。

したがって、私どもとしましては、できるだけですね、肌身に付けるという、首からかけるとかというような方法で、携帯するように指導はしているところでございますけれども、やはりランドセルにぶら下げているのが多いというような結果も出ております。これですと、家へ帰りましてランドセルを家におきまして外へ出るときには、もうすでに持っていないというような傾向に、やはりなるんではないかというように思いますので、学校に対しましてはですね、常に身に付けるようにというようなことで、指導をいただいているところでございます。今後もそうした意識付けはしていかなければならないと思いますので、今後ともですね、各学校に対しましてはなるべくというよりも、必ず身に付けてですね、外出時も身に付ける、登下校時も肌身に付けるというような指導はしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

大西議員。

-----

10番（大西 慶治君）

教育長の答弁の中で、小学生の高学年については、ブザーより笛ということで、今後考えていきたいというふうなことでありましたけれども、私もそのほうがいいんじゃないかなという気もします。しっかりPTA、その他の方々のお話も伺って、最善の方法を講じていただきたいと思います。大台町町民挙げてですね、子どもを守って、皆で住みよいこの大台町づくりということを訴えて、質問を

終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

議長（中西 康雄君）

一般質問の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は11時ちょうどといたします。

（午前 10時 48分）

---

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開をいたします。

（午前 11時 00分）